

(その1)

解散

収支報告書

会計	繰越	決算	振替	○	
①	②	③	④	○	○

令和5年分
開催分)

(ふりがな)

25.12.27

こくみんみんしゅとうさんぎいんひれいくだいはちそうしぶ

1 政治団体の名称 国民民主党参議院比例区第8総支部

2 主たる事務所の所在地 大阪府門真市大字門真1006番地

3 代表者の氏名 (姓) (名)
矢田 稚子

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
澤田 茂

事務担当者の氏名

(姓) (名)
奥野 昌史

(電話) 06-6907-9001

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政党 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☒ 政党の支部 の規定による政治団体
☐ 政治資金団体 ☐ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☒ 2以上の都道府県の区域等 ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無
公職の種類
(現職・候補者の別)
資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 矢田 稚子
公職の種類 参議院議員
(現職・候補者の別) (候補者等)
公職の候補者 (姓) (名)
の氏名(2人目)
公職の種類
(現職・候補者の別)
公職の候補者 (姓) (名)
の氏名(3人目)
公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	41,612,985
(前年からの繰越額)	41,492,627
(本年の収入額)	120,358
支 出 総 額	41,612,985
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	120,000	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	120,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	120,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	358	
	合 計	358	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	2. 法人その他の団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	パナソニックグループ労働組合 連合会	120,000	R5/8/31	大阪府門真市大字門真1006	福澤 邦治	無償提供
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	120,000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	120,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	39,600	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	41,261	0	
(4) 事 務 所 費	645,830	0	
小 計	726,691	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	1,054,734	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	39,711,560	0	
(6) そ の 他 の 経 費	120,000	0	
小 計	40,886,294	0	
合 計	41,612,985		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	39,600				
	合 計	39,600				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	文書保存箱	30,261	R5/8/25	パナソニックグループ労働組合連合会 福祉共済センター	大阪府門真市大字門真1006	
2	封筒代	11,000	R5/11/17	大成印刷（株）	大阪府東大阪市中新開2丁目6番7号	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	41,261				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	41,261				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所費1月	33,000	R5/1/20	パナソニックグループ労働組合連合会	大阪府門真市大字門真1006	
2	事務所費2月	33,000	R5/2/21	パナソニックグループ労働組合連合会	大阪府門真市大字門真1006	
3	事務所費3月	33,000	R5/3/17	パナソニックグループ労働組合連合会	大阪府門真市大字門真1006	
4	事務所費4月	33,000	R5/4/21	パナソニックグループ労働組合連合会	大阪府門真市大字門真1006	
5	事務所費5月	33,000	R5/5/19	パナソニックグループ労働組合連合会	大阪府門真市大字門真1006	
6	事務所費6月	33,000	R5/6/23	パナソニックグループ労働組合連合会	大阪府門真市大字門真1006	
7	事務所費7月	33,000	R5/7/25	パナソニックグループ労働組合連合会	大阪府門真市大字門真1006	
8	事務所費8月	33,000	R5/8/25	パナソニックグループ労働組合連合会	大阪府門真市大字門真1006	
9	事務所費9月	33,000	R5/9/22	パナソニックグループ労働組合連合会	大阪府門真市大字門真1006	
10	事務所費10月	33,000	R5/10/20	パナソニックグループ労働組合連合会	大阪府門真市大字門真1006	
11	事務所費11月	33,000	R5/11/17	パナソニックグループ労働組合連合会	大阪府門真市大字門真1006	
12	事務所費12月	33,000	R5/12/12	パナソニックグループ労働組合連合会	大阪府門真市大字門真1006	
13	監査報酬	110,000	R5/6/23	田中克実税理士事務所	大阪府枚方市東田宮1丁目3番15号	
14	監査報酬	110,000	R5/12/22	田中克実税理士事務所	大阪府枚方市東田宮1丁目3番15号	
15						
	こ の 頁 の 小 計	616,000				
	そ の 他 の 支 出	29,830				
	合 計	645,830				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	組織対策費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	檄ビラ29名分	140,360	R5/4/21	(株)コンポーズ・ユニ	東京都千代田区内幸町1-3-1幸ビルディング6階	
2	党員・サポーター御礼状等印刷、発送費	495,304	R5/4/28	大成印刷(株)	大阪府東大阪市中新開2丁目6番7号	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	635,664				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	635,664				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費交通費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	交通費	10,380	R5/1/29	東海旅客鉄道(株)	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	岡山⇒名古屋
2	交通費	10,310	R5/1/29	東海旅客鉄道(株)	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	名古屋⇒東京
3	交通費	13,070	R5/3/7	東海旅客鉄道(株)	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	東京⇒京都
4	交通費	13,070	R5/3/7	東海旅客鉄道(株)	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	京都⇒東京
5	交通費	10,310	R5/4/30	東海旅客鉄道(株)	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	東京⇒名古屋
6	交通費	10,310	R5/4/30	東海旅客鉄道(株)	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	名古屋⇒東京
7	宿泊代	10,250	R5/5/5	飛騨高山ワシントンホテルプラザ	岐阜県高山市花里町5-20	
8	交通費	12,280	R5/5/13	東日本旅客鉄道(株)	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	名古屋⇄高山
9	交通費	12,280	R5/5/13	東日本旅客鉄道(株)	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	名古屋⇒高山
10	交通費	12,960	R5/7/28	東日本旅客鉄道(株)	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	東京⇒富山
11	交通費	10,310	R5/7/28	東海旅客鉄道(株)	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	名古屋⇒東京
12	宿泊代	10,050	R5/8/5	飛騨高山ワシントンホテルプラザ	岐阜県高山市花里町5-20	
13	交通費	13,620	R5/8/30	東海旅客鉄道(株)	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	東京⇒新大阪
14	交通費	13,620	R5/8/30	東海旅客鉄道(株)	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	新大阪⇒品川
15	交通費	13,070	R5/9/4	東海旅客鉄道(株)	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	東京⇒京都
	こ の 頁 の 小 計	175,890				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	交通費	13,070	R5/9/13	東海旅客鉄道(株)	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	京都⇒東京
17	タクシー代	11,160	R5/9/13	(株) なみはやタクシー	大阪府寝屋川市秦町315-1	寝屋川⇒京都
18						
	こ の 頁 の 小 計	24,230				
	そ の 他 の 支 出	218,950				
	合 計	419,070				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	寄附金	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	寄附金	10,747,595	R5/12/22	国民改革懇話会	東京都千代田区永田町二丁目17番17号JBS永田町	
2	寄附金	28,963,965	R5/12/22	国民改革懇話会	東京都千代田区永田町二丁目17番17号JBS永田町	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	39,711,560				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	39,711,560				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
					雑費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	金銭以外のものによる寄附 相当分	120,000	R5/8/31	パナソニックグループ労働組合連 合会	大阪府門真市大字門真1006	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	120,000				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	120,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権 利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 1月 16日

政治団体の名称 国民民主党参議院比例区第8総支部

会計責任者の氏名 澤田 茂



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

矢田 稚子



政治資金監査報告書

令和 6 年 1 月 15 日

国民民主党参議院比例区第 8 総支部

代表 矢 田 稚 子 殿

登録政治資金監査人

田中 克実

登録番号 第 168 号

研修修了年月日 平成 20 年 12 月 17 日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、国民民主党参議院比例区第 8 総支部の令和 5 年 1 月 1 日から同年 12 月 27 日に係る法第 17 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、国民民主党参議院比例区第 8 総支部の解散により、主たる事務所が存在しなくなったため、登録政治資金監査人である田中克実税理士事務所（大阪府枚方市東田宮 1 丁目 3 番 15 号）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 17 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込

は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

国民民主党参議院比例区第 8 総支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、国民民主党参議院比例区第 8 総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上